

物品売買契約書(案)

物品の売買について、浦添市長 松本 哲治(以下「甲」という。)と〇〇〇〇(以下「乙」という。)との間に次のとおり契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 この契約は、甲が買い受ける次の物品の納入について、乙と物品購入契約を締結し、各々対等の立場における合意により、誠実にこれを履行するものとする。

- 物品名 普通乗用自動車
- 仕様・数量 別紙「特記仕様書」のとおり。

(契約金額)

第2条 第1条の物品購入契約金額は、〇〇〇〇円(うち消費税及び地方消費税の額 〇〇〇円)とする。

(納入期限)

第3条 この契約による物品の納入期限は、契約の日から90日以内とする。

(契約保証金)

第4条 浦添市契約規則第6条第1項第3号の規定によることとする。

(納入場所)

第5条 納入場所は、浦添市役所駐車場とする。

(契約代金の支払)

第6条 甲は、第8条に定める検査に合格した物品の引き渡しを受けた後、適法な請求書を受理した日から30日以内に契約代金を支払うものとする。

(検査)

第7条 乙は、物品納入の際に、甲の立会いのもと検査を受けるものとする。

- 乙は、検査に立ち会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 乙は、第1項の検査に合格しないときは、直ちに物品の取り替え、甲の指定する期日までに再検査を受けなければならない。この場合における物品納入及び再検査等については前2項の規定を準用する。

(遅延損害金)

第8条 乙の契約金額に責めに帰すべき理由により納期限を遅延したときは、納入期限の翌日から完納するまでの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を遅延損害金として甲に支払うものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第9条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(契約不適合責任)

第10条 納入された物品が種類、品質及び数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、甲は乙に対し、当該物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が

請求した方法による履行の追完をすることができる。

- 2 前項の契約不適合が甲の責に帰すべき事由によるものであるときは、甲は履行の追完をすることができない。

(契約金額減額請求権)

第11条 契約不適合がある場合、甲は相当の期間を定めて乙に対して履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに契約金額の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 物品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号の掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

- 2 契約不適合が甲の責に帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前条第1項の履行の追完又は前項の契約金額の減額の請求をすることができない。

(契約内容の変更等)

第12条 甲は必要があるときと認めるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は、契約の内容を一時中止することができる。

- 2 前項の場合において毛役金額を増減する必要があるとき、又は納入期限を変更する必要があるときは、甲と乙とで協議の上書面により定めるものとする。

- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約の内容を変更し、又は契約の内容を一時中止し、乙に損害をおよぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(天災その他不可抗力による契約内容の変更)

第13条 契約締結において、天災事変、不測の事態又は社会情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、甲又は乙は相手型と協議の上、契約金額、納入期限その他の契約内容を変更することができる。

(所有権の移転、引渡し及び危険負担)

第14条 物品の所有権は、検査に合格したときは、乙から甲に移転し、同時にその物品は、甲に対し引渡されたものとする。

- 2 前項の規定により証券が移転する前に生じた物品についての一切の損害は、甲の責めに帰すべき事由により生じたものを除き、すべて乙の負担とする。

(契約不適合責任期間)

第15条 乙が、契約不適合(数量を除く。以下この条において同じ。)の物品を甲に引渡した場合において、甲がその契約不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その契約不適合を理由として、履行の追完の請求、契約金額の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの時にその契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りではない。

(甲の催告による解除権)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催促をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

- (1) 履行期間内にこの契約に定める責務を履行しないとき、又は履行期限経過後相当の期間内に物品を納入しないとき。
- (2) 正当な理由なく、第10条第1項の履行の追完又は第11条第1項の契約金額の減額の請求がなされ

ないとき。

(3) 契約の遅行につき不正な行為があったとき。

(4) 契約の履行に当たり、正当な理由がなく、甲の職員の指示に従わないとき、又はその職務を妨害したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその賠償の責めを負わない。

(1) 第9条の規定に違反し、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供したとき。

(2) 物品を納入することができないことが明らかであるとき。

(3) 乙が物品の納入を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 乙の責務の一部の履行が不能である場合又は乙がその責務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 物品の性質や当事者の意思表示より、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ、契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行しないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその責務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 契約の履行に当たり、法令の規定による必要な許可または認可等を失ったとき。

(8) 第19条又は第20条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(甲の責めに帰すべき事由に場合の解除の制限)

第18条 第16条各号に又は前条各号(ただし、前条第1号又は第7号を除く。)に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、この契約を解除することができない。

(乙の催告による解除権)

第19条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(乙の催告によらない解除権)

第20条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第12条の契約内容の変更により、契約金額が3分の2以上増減したとき。

(2) 甲がこの契約に違反し、その違反によって物品の納入が困難になったとき。

(乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第21条 第19条又は前条各号に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、この契約を解除することができない。

(甲の損害賠償請求等)

第22条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の請求をすることができる。

(1) 乙の責めに帰すべき理由により納入期限内に物品を納入できないとき。

(2) 第10条第1項に規定する契約不適合があるとき。

(3) 第16条又は第17条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(4) 前2号に定める場合のほか、乙が債務の本旨に従った履行をしないとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に変えて、乙は、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第16条又は第17条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不

能となったとき。

- 3 次の各号に掲げるものがこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 乙については破産手続開始の決定があった場合、破産法(平成16年法律第75条)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
 - (4) 第1項各号又は第2号各号に定める場合(前項の規定により同項各号が第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号の場合においては、納入期限経過後相当の期間内に物品を納入する見込みのある時は、甲は乙から遅延違約金を徴収して納入期限を延長することができる。
- 6 前項の遅延違約金の額は、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。)第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額とする。
- 7 第2項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(乙の損害賠償請求等)

第23条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

(1) 第19条又は第20条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第6条の規定による売買代金の支払いが遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(紛争の解決)

第24条 この契約の各条項において甲乙協議して定めるものにつき、協議が整わない場合その他この契約に関して甲乙間に紛争が生じた場合には、甲及び乙は、甲の所在地を管轄する那覇地方裁判所の紛争解決の斡旋又はその調停によりその解決を図る。

2 甲及び乙は、その一方又は双方が前項の裁判所の斡旋又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めるときは、前項の規定に関わらず裁判所の仲裁に対してその仲裁判断に服する。

(その他)

第25条 この契約に定めのない必要事項等については、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため本書2通を作成し、当事者記名押印の上それぞれ1通を所持するものとする。

令和〇年〇月〇日

甲 浦添市安波茶1丁目1番1号
浦添市長 松本 哲治 印

乙 ○○○○○○
○○○○○○
○○○○○○ 印